

## 地方消費税交付金（引き上げ分）の財源充前一覧表

消費税が平成26年4月1日より5%から8%へ引き上げられ、引き上げ分に係る地方消費税収の用途について明確化するとともに明示するよう総務省から通知（平成26年1月24日付）がありました。

その用途の範囲については、「消費税法第1条第2項に規定する経費（社会保障4経費）その他社会保障施策に要する経費」に充てるものとされていることから、下記のとおり充当いたしました。

（単位：千円）

款	項	事業費	財源内訳		
			特定財源	一般財源	うち引き上げ分の 地方消費税交付金
民生費	社会福祉費	23,578,573	9,900,717	13,677,856	1,045,099
	老人福祉費	6,500,754	778,190	5,722,564	466,781
	児童福祉費	34,558,833	19,180,445	15,378,388	1,299,967
	生活保護費	21,945,605	15,880,282	6,065,323	430,845
衛生費	保健衛生費	11,832,702	4,026,650	7,806,052	425,369
教育費	教育総務費	3,201,535	1,002,795	2,198,740	14,858
	幼稚園費	120,651	16,436	104,215	9,757
合計		101,738,653	50,785,515	50,953,138	3,692,676